

公開草案 2022年10月18日
 (意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書 230「監査調書」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第7号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《III 適用指針》 (省 略)</p> <p>《IV 適用》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書(年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及</p>	<p>監査基準報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第7号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《III 適用指針》 (省 略)</p> <p>《IV 適用》 (省 略)</p>

改正案	現 行
<p>び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</p> <p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正)</p> <p>《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照) 本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」-第41項 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第22項 監査基準報告書300「監査計画」-第11項 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第37項 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項 監査基準報告書550「関連当事者」-第27項 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」-第59項 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 	<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照) 本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」-第41項 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第22項 監査基準報告書300「監査計画」-第11項 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第37項 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項 監査基準報告書550「関連当事者」-第27項 監査基準報告書600「グループ監査」-第49項 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書 720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 第 24 項 ・ 監査基準報告書 910 「中間監査」 -第 33 項から第 35 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書 720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 第 24 項 ・ 監査基準報告書 910 「中間監査」 -第 33 項から第 35 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上